

国立メディア芸術総合センター（仮称）
基本計画（案）

平成21年 月

国立メディア芸術総合センター（仮称）設立準備委員会

目 次

1. はじめに	
2. 国立メディア芸術総合センター（仮称）の意義等	
(1) 趣旨・目的	
(2) 設立の背景	
(3) 名称	
(4) 役割と方向性	
3. 事業内容	
(1) 収集・保存・修復	
(2) 展示・公開	
(3) 調査研究・開発	
(4) 情報収集・提供	
(5) 教育普及・人材育成	
(6) 他機関との連携	
4. 施設内容・規模等	
(1) 施設内容	
(2) 建築形態	
(3) 設置場所の条件	
(4) 建物延べ床面積等	
(5) 施設の設計等に当たっての留意事項	
5. 管理運営	
(1) 組織の在り方	
(2) 収入の確保方策	
6. おわりに	
(別表) 国立メディア芸術総合センター（仮称）の面積配分（案）	

国立メディア芸術総合センター（仮称）基本計画（案）

1. はじめに

- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」（平成19年2月9日閣議決定）において、「メディア芸術の国際的な拠点の整備の検討」が重点的に取り組むべき事項として掲げられたこと等を踏まえ、文化庁は、平成20年7月に、「メディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会」を設置した。
- 同検討会は、計6回にわたる審議を経て、平成21年4月に、メディア芸術の国際的な拠点の整備に関する基本構想を示した報告書を取りまとめた。5月29日に成立した平成21年度第一次補正予算においては、この基本構想に基づき、「国立メディア芸術総合センター（仮称）」の設立に必要な経費が計上されたところである。
- その後、平成21年7月には、国立メディア芸術総合センター（仮称）の設立準備に必要な事項について検討するため、「国立メディア芸術総合センター（仮称）設立準備委員会」が設置された。

本設立準備委員会においては、計〇回にわたり、メディア芸術の各分野の有識者からのヒアリング等を行いつつ、検討を重ねてきたところであり、このたび、「国立メディア芸術総合センター（仮称）基本計画」を取りまとめるに至った。

この基本計画は、同センターの設立に当たり、その趣旨・目的や役割・方向性を明らかにするとともに、事業内容、施設内容・規模、管理運営等についての重要事項をまとめたものである。
- 文化庁及びその他の関係者においては、今後、この基本計画に基づき、国立メディア芸術総合センター（仮称）の設立に向けた準備を進められたい。

2. 国立メディア芸術総合センター（仮称）の意義等

（1）趣旨・目的

- 国立メディア芸術総合センター（仮称）（以下「センター」という。）は、メディア芸術のすべての分野を対象に、収集・保存・修復、展示・公開、調査研究・開発、情報収集・提供、教育普及・人材育成、交流・発信等を行う国際的な拠点とする。
- 「メディア芸術」とは、メディアアート、アニメーション、マンガ、ゲーム、映画等を包含する芸術表現である。

（注）「メディアアート（media art）」とは、主に複製芸術時代以降のメディア（コンピュータやエレクトロニクス機器等）を用い、双方向性・参加体験性を特徴として表現される芸術領域である。一方、「メディア芸術（media arts）」とは、メディアアートに加え、アニメーション、マンガ、ゲーム、映画等を含めた総合芸術のことを指す。

なお、欧米においては、一般に、メディアアートはファインアート（純粋な美術）として扱われる一方、アニメーション、マンガ、ゲーム等はエンターテインメント（娯楽）として扱われる傾向があるが、我が国では、従来から、これらの境界線を設けず混然一体のものとして扱ってきており、この点において、独自性を有している。

メディア芸術は常に変化しており、これまでにない新しい表現が常に生み出されている。また、デジタル技術等を媒介として、分野間の融合も進んでいる。このため、センターは、写真や先端技術を用いた新領域に至るまで、新しい挑戦を柔軟に受け入れる姿勢が必要である。

（2）設立の背景

- 我が国のメディア芸術作品は高い文化的価値を有し、世界的に高く評価されているところであるが、新しい分野であることに加え、エンターテインメント性を併せ持つ分野であることから、従来の美術の分野と比較して、国による支援は極めて限定的であった。
- 近年、文化庁は、優れたメディア芸術作品の発表機会を提供し、創造性あ

ふれる作品を顕彰するとともに、これらを鑑賞する機会を提供する「文化庁メディア芸術祭」や若手クリエイターの作品制作に対する支援等の施策を実施し、メディア芸術の振興に努めてきたところであるが、我が国が、今後、メディア芸術の一層の振興を図り、引き続き世界を牽引^{けん}していくためには、以下に述べるとおり、種々の解決すべき課題が存在する。

- ① 貴重な文化資産を後世に継承することは、現代に生きる者の責務であるが、現在、歴史的価値のある貴重なメディア芸術作品及び関連資料については体系的な収集・保存がなされておらず、売買による海外への流出、散逸やその劣化の進行のおそれも指摘されている。
- ② 我が国においては、メディア芸術のすべての分野の作品を体系的に常時展示するとともに、関連情報の集約・発信を行う施設が存在しない。また、既存のメディア芸術関連施設は、各分野ごとに独自の取組を展開しており、施設間の連携・協力が十分に図られておらず、その中核となる施設もない。このため、国内外で高まる我が国のメディア芸術鑑賞の需要^{こた}に応えられず、国内外への発信が不十分となっている。
- ③ 諸外国の研究者等は、我が国のアニメーション、マンガ等を学問的な研究課題として取り上げており、我が国においても、収集した資料に基づき、メディア芸術の歴史的な源泉の分析等の調査研究を行う拠点の整備が必要である。
- ④ メディア芸術によって我が国の文化の魅力を高めていくためには、既にある作品を収集し、評価の定まったクリエイター等を顕彰するだけでなく、新たな作品やクリエイター等が生まれてくる環境を整えていく必要がある。そのためには、クリエイター等が作品を発表する機会の拡充や人材育成の強化を図ることが必要である。
- ⑤ アニメーション、マンガ、ゲーム、映画等を含むコンテンツ産業については、その市場規模は、国内では約14兆円、世界では約150兆円と推計されており、我が国の競争力の強化を図る上で重要な産業分野である。しかしながら、我が国のコンテンツ産業は海外展開が弱いことが指摘されており、引き続き成長を続けていくためにも、我が国のメディア芸術作品の魅力を国外に向けて効果的に発信すること等が必要である。

○ 一方で、諸外国には、例えば、

① 展示・収集・普及機能のみならず、大学、経済研究所、技術研究所等が併設され、調査研究機能をも有するメディアアート領域の総合的な複合文化施設（ドイツのカールスルーエ・アート・アンド・メディア・テクノロジー・センター（ZKM）や、

② 伝統ある国際的なメディアアートのフェスティバル（Ars Electronica）の成功に伴い設立され、アートとテクノロジーと社会を結ぶ活動を展開している施設（オーストリアのリンツ市のアルス・エレクトロニカ・センター（Ars Electronica Center））

等が整備されており、我が国からも、多くの才能ある若者がそこに参画している。

○ また、中国、韓国等のアジア近隣諸国は、国を挙げてアニメーション、マンガ、ゲーム、映画等の分野の振興に取り組んでおり、我が国としても、アジアの拠点としての存在感を高める必要に迫られている。

○ これらの状況を踏まえ、この分野で我が国が世界で高く評価され、世界をリードしている今こそ、我が国のメディア芸術を日本の優れた文化として国内外に発信するとともに、メディア芸術に関する様々な支援策をより効果的に推進するためには、美術の他の分野と同様、拠点となる施設が不可欠であり、センターの設立は急務である。センターの設立によって、我が国のソフトパワー（魅力によって望む結果を得る能力）が高まり、国際的な地位の向上を図ることにもつながる。

○ なお、センターの設立に当たっては、我が国の文化の振興を図るとともに、コンテンツ産業と観光の振興及び文化外交の進展にも資するよう配慮することが必要である。

（３）名称

○ センターの名称は、その対象とするすべての分野を総合的に表すものとする必要がある。また、利用者に親しまれ、ブランドとしての力を発揮する愛称や略称等も適宜検討するものとする。なお、当面、「国立メディア芸

術総合センター」と仮称する。

(4) 役割と方向性

○ センターは、メディア芸術の「保存・継承」と「創造」に資するため、次の6つの役割を果たすものとする。

- ① 各時代を代表する作品や失われるおそれがある貴重な資料を収集し、保存・継承するとともに、メディア芸術の歴史的な流れを広く紹介すること
- ② メディア芸術の最新の状況に触れることができる環境を提供すること
- ③ メディア芸術を世界に向けて発信することによって、日本の文化や感性の理解に資すること
- ④ メディア芸術の創造や革新を促す環境を提供すること
- ⑤ メディア芸術への理解を深め、子供たちの豊かな創造力を^{はぐく}む場となること
- ⑥ メディア芸術関連施設が、相互に連携・協力する体制を構築する上で中核的な存在となること

○ その際、センターは、

- ① 日本ならではの「独自性」、
 - ② 既存の枠組にとらわれない「横断性」、
 - ③ 誰もが参加し体験できる「参加性」、
 - ④ 新たな創造を触発する「創造性」、
 - ⑤ 世界から多くの人が集う「国際性」、
 - ⑥ 人々に活気を与え、未来への成長を促す「未来性」
- の6つの方向性を指向するものとする。

3. 事業内容

センターは、これまでに述べた役割等を果たすため、以下の事業を行うことが必要である。

(1) 収集・保存・修復

- 文化庁メディア芸術祭（以下「メディア芸術祭」という。）の受賞作品を始めとする優れたメディア芸術作品及びこのままでは失われるおそれがある貴重な関連資料等を収集・保存・修復する。その際、既存のメディア芸術関連施設と連携し、これらの施設との適切な役割分担を図るものとする。
- メディア芸術作品等の収集に当たっては、購入のみならず、クリエイター等関係者の理解を得て、寄贈・寄託の受入れを進めるものとする。

(2) 展示・公開

- メディア芸術祭を実施する。
- メディア芸術の各分野の歴史を俯瞰・検証し、その未来を展望することができる展示（「温故知新的」な展示）を実施する。
- 常設展、企画展、施設の貸出しによる展示をバランスよく実施するものとする。常設展については、陳腐化しないよう、適宜その内容を見直し、企画展については、各分野ごとの展示だけでなく、分野横断型の展示も実施する。
- 作品制作の過程が見られるとともに、作品制作を実体験できる場を提供する。
- 実演や上映等多様な形態のイベントを企画し、実施する。
- 展示・公開に当たっては、海外からの来場者や障害者に配慮する。

(3) 調査研究・開発

- メディア芸術の歴史及び最先端の動向についての調査研究を実施する。
- メディア芸術作品の展示・保存・修復に係る調査研究・開発を実施する。
- メディア芸術の創造に係る調査研究を実施する。
- クリエイター等が作品を試作・修復する場所及び人的ネットワークを形成する場所として、「工房」を設け、クリエイター等が、自由な試行的創作や研究開発を行うことができる環境を整備する。
- メディア芸術に関する世界各国の研究者等とのネットワークを形成するとともに、これらの者と共同して、シンポジウムの開催等を実施する。

- 調査研究・開発の実施に当たっては、大学等の教育研究機関、企業等から客員研究員を受け入れるなど、これらの機関等との連携・協力を図るものとする。

(4) 情報収集・提供

- 国内外のメディア芸術作品に関するデータ、メディア芸術関連施設及びイベントの情報等を収集し、インターネットを通じて国内外に広く発信する。
- 来訪者に対して、きめ細かな情報提供や相談サービスを実施する。
- メディア芸術の情報収集・発信の拠点として、我が国のメディア芸術関連施設の中核的な役割を担うものとする。

(5) 教育普及・人材育成

- 関係団体等との連携による作品制作支援を通じた人材育成事業等を実施する。
- ワークショップ、インターンシップ、技術の進歩に対応した再教育のための研修会等を実施する。
- 若手クリエイター等に対する顕彰及び作品の展示・発表機会の提供等若手クリエイター等に対する支援を実施する。
- クリエイター等が分野を超えて交流する場を提供することにより、創作活動の活性化を図る。
- 教育普及・人材育成の実施に当たっては、大学等の教育研究機関、企業等から客員研究員を受け入れるなど、これらの機関等との連携・協力を図る。

(6) 他機関との連携

- 国内外の既存のメディア芸術関連施設、関係団体、教育研究機関、フェスティバル等との連携・協力体制を構築する。映画については、東京国立近代美術館フィルムセンターとの緊密な連携・協力体制を構築する。
- 巡回展・連携展の実施等を通じ、全国の文化施設が行うメディア芸術作品の展示に対する支援を行う。

4. 施設内容・規模等

センターがその事業を実施することができるよう、施設内容等については、以下のとおりとする。

(1) 施設内容

① 来訪者等に対して直接にサービスを提供するためのスペース

ア. 展示・公開スペース

- メディア芸術の各分野の多様な展示内容に対応するとともに、常設展、企画展、施設の貸出しによる展示に柔軟に対応することが可能な展示室を設置する。
- アニメーション等を上映するためのホールを設置する。その際、各種媒体に対応した多様な設備が利用可能な形態とするよう配慮するとともに、上映のみならず、シンポジウム等の会場としても利用できるよう配慮する。
- 展示準備室、関係者控室等の諸室を設置することとし、その一部は、コンテストの際の作品の審査等にも対応できるよう配慮する。

イ. 交流スペース

- クリエイター等が分野を超えて交流することができる場を設ける。
- 共通サービスを提供するためのスペース（カフェ、レストラン、エントランスロビー等）を設ける。その際、センターの運営委託先（以下「運営委託先」という。）が、センターの特色を活かして、自由に活用できるよう配慮する。
- 高い集客効果が見込めるミュージアムショップ等を設置する。

ウ. 調査研究・開発、情報収集・提供及び教育普及・人材育成スペース

- 調査研究、演習、会議等多目的に利用可能なスペースとして、研究室、研修室等を設置する。
- インターネットを通じた各種情報の検索や関係図書、資料等の閲覧ができるライブラリーを設置する。

エ. 工房スペース

- メディア芸術の各分野のクリエイター等が自由な試行的創作・修復等

のために活用できる工房を設置する。その際、展示室及び収蔵庫との連絡の取りやすさに配慮する。

② バックヤード（来訪者等に対して直接にサービスを提供するためのスペース以外の後方施設）

ア．収蔵スペース

- 収蔵する作品や資料等の媒体の形状・性質に適切に対応することができる収蔵庫を設置する。なお、収蔵スペースは、別途、外部に確保することも必要に応じ検討する。

イ．管理共通スペース

- センターの管理運営のための事務室、会議室、中央管理室等を設置する。

（２）建築形態

- 建物の新設に限定することなく、既存の施設の改修や合築等を含め、柔軟に対応する。
- センターの外観及び内装については、メディア芸術の特性に対応したものとする。

（３）設置場所の条件

- センターは、以下の条件を満たす場所に設置するものとする。
 - ① 交通の利便性が高く、海外からの来訪者を含め、一般来訪者やメディア芸術の関係者のアクセスが容易であり、人が集まり活気のある場所
 - ② 周辺の景観や環境がメディア芸術にふさわしい場所

（４）建物延べ床面積等

- 展示室、上映ホール、研修室、収蔵庫等について十分な空間を確保するため、建物延べ床面積は、少なくとも約10,000㎡必要である。なお、各施設の面積配分のおおよその目安は別表のとおりである。

（５）施設の設計等に当たっての留意事項

- 環境問題に対応した施設となるよう配慮する。
- 外国人，障害者，高齢者等に配慮したユニバーサルデザインによる施設設計とし，良好な鑑賞環境を確保する。国際的な拠点としてふさわしい施設となるよう，外国人利用者向けの翻訳・案内設備等を配備する。
- 展示・公開スペースのみならず，施設全体として，情報ネットワーク環境，電気容量等について，メディア芸術の各分野特有の条件に対応できるよう配慮する。
- 搬入・搬出用の動線，エレベーター及び作業スペースを確保する。
- 機器その他備品については，技術の進歩等に対応して，適宜更新する。

5. 管理運営

(1) 組織の在り方

- センターは、独立行政法人国立美術館が設置し、その運営は外部委託する。
その際、センターにおける事業が継続的に行われるよう十分配慮する。
- 事業部門、管理部門等必要な組織を設けるとともに、学芸・技術等の専門スタッフを含め必要な職員を配置する。
各分野の専門家・有識者による助言・協力・参画を得ながら事業を実施する体制を整備する。また、各分野の関係者・関係団体と連携・協力して運営する仕組みを構築する。

(2) 収入の確保方策

- センターの運営に必要な財源については、原則として、自己収入で賄^{まかな}うこととする。このため、運営委託先においては、入場料のほか、例えば、施設の貸出し、関連商品の販売、収集品を活用した映像等の配信、広告、公開講座・研修の開催等による収入等、メディア芸術の各分野の特色を活かした収入の確保に努めるとともに、企業からの協賛金、寄付金等を積極的に受け入れる。
- 運営委託先が、これらの取組を通じて得た収入を用いて、円滑に事業を実施することができるような会計上の仕組みとする必要がある。
- メディア芸術祭、収集・保存・修復、教育普及・人材育成、調査研究・開発等の事業については、文化庁等の委託事業を積極的に受け入れ、実施する。

6. おわりに

- 具体的な事業内容、展示内容等については、本基本計画を踏まえ、運営委託先において、民間のアイデア、ノウハウ等を活用しながら、また、メディア芸術の各分野の独自性・特色に配慮しながら、魅力的かつ充実したものとなるよう工夫がなされることを期待する。

- 時間的、空間的、予算的、人員的制約の中で成果をあげることができるよう、事業等について、優先順位を定めて進めたり、重点化を図るなど、工夫しながら、可能な範囲で実施することも必要である。

メディア芸術分野は変化が激しく、常に新しい表現方法が生み出されていること等に鑑み、センターの運営に当たっては、本基本計画の策定時点では想定されなかった取組の実施が可能となるよう配慮することが必要である。

また、センターは、文化庁のみならず、経済産業省、外務省、観光庁等の関係省庁との連携・協力の下、運営されることが望ましい。

- 本基本計画に基づき、センターが設立され、各事業が実施されることは大きな意義を持つものであるが、我が国のメディア芸術の振興を図るためには、それだけでは十分であるとは言えない。

国においては、関係機関・団体と連携しつつ、

- ① 国内外におけるメディア芸術作品の展示・公開・発信の機会の拡充、
 - ② 各分野の作品制作に対する支援の一層の充実、
 - ③ 各分野の将来を担うクリエイター等の育成と資質の向上、
 - ④ 顕彰等を通じたメディア芸術関係者の社会的地位の向上
- 等メディア芸術の振興のための他の事業についても、より一層の充実に努める必要がある。

- なお、映画については、センターと東京国立近代美術館フィルムセンターが緊密に連携・協力することが必要である。また、フィルムセンターの独立の課題については、引き続き検討がなされる必要がある。

(別表)

国立メディア芸術総合センター（仮称）の面積配分（案）

区 分	所要面積(m ²)	備 考
収蔵庫	約 1, 1 0 0	メディア芸術作品が収蔵できる仕様とする
展示室	約 3, 1 0 0	常設展示, 企画展示, 貸出しに弾力的に対応可能とする
展示準備室	約 2 0 0	メディア芸術作品のコンテストの審査等にも対応
上映ホール	約 8 0 0	上映・各種催事, 字幕・副音声に対応
教育・研究	約 4 0 0	工房, ワークショップ等に対応
会議室・研修室	約 4 0 0	研究者等が様々な用途に使えるように配慮
ライブラリー等	約 3 0 0	インターネット検索コーナー, 図書閲覧等
レストラン・カフェ	約 2 0 0	(合築の場合は不要の場合あり)
機械室等	約 9 0 0	空調機械室・電気室・総合監視室等
駐車場	約 7 0 0	一般来訪者用, 作品の搬入・搬出用(合築の場合は不要の場合あり)
搬入搬出場	約 4 0 0	大型車による搬入・搬出, 大型作品の搬入・搬出に対応
事務室	約 4 0 0	事業部門, 管理部門等
その他	約 1, 1 0 0	サロン, 廊下等の共通スペース
合 計	約 1 0, 0 0 0	

※ 面積配分については, おおよその目安である。

